

船舶事故調査報告書

平成26年6月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客死亡
発生日時	不明（平成25年9月16日（月、祝日） 06時12分ごろ～06時20分ごろの間）
発生場所	不明（鹿児島県鹿児島市喜入前之浜町沖～同市喜入生見町沖の間）
事故調査の経過	平成25年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 菊良丸、4.02トン KG3-40247（漁船登録番号）、個人所有 9.50m（Lr）×2.15m×0.90m、FRP ディーゼル機関、140kW、昭和53年11月 第295-44816号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年9月8日 免許証交付日 平成25年7月30日 （平成30年8月17日まで有効） 釣り客A 男性 59歳 釣り客B 男性 72歳
死傷者等	死亡 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、約14ノットの対地速力でJX日鉱日石石油基地4号バース約1,000m沖を南進中、釣り客Aはトイレに行くと言って操舵室を出て行った。 釣り客Bは、平成25年9月16日06時12分ごろ、喜入前之浜町沖を航行中、トイレを済ませた釣り客Aが、操舵室の右舷側の後方で操舵室を背にしてクーラーボックスに座り、釣りの準備をしている姿を見た。 船長は、06時20分ごろ、目的地の喜入生見町沖に近づいたことを釣り客Bに伝え、釣り客Bは、室外の釣り客Aを呼んだが、返事がなく、操舵室を出て捜したところ、姿が見えないので、船長に知らせた。

	<p>船長は、釣り客Aが落水したと考え、釣り客Bに携帯電話で118番に連絡するように依頼し、本船を反転させ、捜索を開始した。</p> <p>船長は、海上保安部と通話中の釣り客Bと電話を代わり、本船の現在位置を伝え、漁業協同組合にも捜索の応援を頼んだ。</p> <p>釣り客Aは、10時00分ごろ、保安部へ通報した本船位置から北へ約3.8kmにおいて、心肺停止状態で発見された。</p> <p>釣り客Aの死因は溺死と検案され、推定死亡時刻は06時30分ごろであった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、気温 約24.1～24.5℃（06時～07時）、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、ふだんは一本釣り漁を行っており、土曜日、日曜日及び祝日に遊漁船業を行っていた。</p> <p>釣り客Aは、カッターシャツ及びズボンを着用しており、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長は、釣り客Aが過去に4回ほど本船を利用して鹿児島湾内で釣りをしてきたことを記録していた。</p> <p>釣り客用の設備としては、操舵室の前に2人ほど横になることができる部屋があるほかは、操舵室内の左舷側が通路を兼ねた立ち席になっており、操舵室後方の暴露甲板にはテント地の屋根が付いていた。</p> <p>また、ブルワーク（船体外周の板状の囲み）の高さは30cm程度であり、手すりはなかった。</p> <p>操舵室の出入口の扉は、左舷側後ろにあり、航行中は開いていたが、船長及び釣り客Bは、船首方を向いており、釣り客Aが落水したと思われる時刻ごろに釣り客Aの声は聞いていなかった。</p> <p>釣り客B及び釣り客Aの家族によれば、釣り客Aの健康状態に問題はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>釣り客Aは、溺死した。</p> <p>本船は、06時12分ごろ喜入前之浜町沖を航行中、釣り客Aが、釣り客Bに目撃された後、06時20分ごろ喜入生見町沖において、船内にいないことが分かり、その後、海上で発見されたことから、この間において、落水したものと考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が喜入前之浜町沖から喜入生見町沖の間を航行中、釣り客Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ブルワークの低い遊漁船は、釣り客の落水事故を防止するため、身体バランスを崩したときにつかまることができるよう、差し込み式の手すりやロープ柵等を設置することが望ましい。・落水防止のための手すり等のない遊漁船は、釣り客に対し、落水する虞について、注意喚起するとともに、救命胴衣を着用させるように努めること。
--	---